

一般社団法人 日本臨床神経生理学会 認定技術師制度に関する規則

(目的)

第1条 本規則は「一般社団法人 日本臨床神経生理学会（以下「本学会」という）認定制度に関する規則」に従い、本学会の認定技術師制度について定める。

(認定技術師の名称)

第2条 本学会は術中脳脊髄モニタリングに関する認定技術師を設定する。日本臨床神経生理学会認定術中脳脊髄モニタリング認定技術師（Board-certified clinical neurophysiology technologist (intraoperative neuromonitoring section)）と称する。

(認定技術師の審査、認定方法)

第3条 認定技術師の認定は、資格取得を希望する会員からの申請に基づき、初回申請時の認定試験、及び、期間更新時の審査によって行う。

2. 認定の有効期間は5年間とする。
3. 認定は、理事会が行う。
4. 第1項の審査及び認定は、毎年行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、理事会の決定により資格審査及び試験を行わないことができる。
5. 認定技術師に認定された者には、認定技術師認定証を交付する。

(認定技術師の初回認定)

第4条 初回申請時は、受験資格を満たした者に対しての筆記試験ないし面接により審査、認定を行う。

(認定技術師の資格更新)

第5条 認定技術師の資格は、認定後5年ごとに、本人からの申請を元に審査、認定の更新を行うものとする。

2. 資格更新の基準、及び、手続きの詳細については、細則で定めるところによる。

(認定技術師認定の取り消し)

第6条 理事会は、次の事項に該当する認定技術師について、その認定を取り消すことができる。

- 1) 本学会会員を除名された場合
- 2) 認定技術師としてふさわしくない行為があった場合。

(改正)

第7条 本規則の改正は、理事会の審議を得たうえで、社員総会の承認を要する。

(補則)

第8条 本規則の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

1. 本規則は、2019年11月27日から施行する
2. 日本臨床神経生理学会認定技術師（術中脳脊髄モニタリング分野）については、2019年度から2021年度まで（2020年から2022年まで）移行措置による初回認定を行う。
3. 本規則の施行と同時に、2018年度に移行措置認定された日本臨床神経生理学会専門技術師（術中脳脊髄モニタリング分野）を日本臨床神経生理学会認定技術師（術中脳脊髄モニタリング分野）に名称変更する。